

学校法人立教学院ネーミングライツ・パートナー募集要項

学校法人立教学院では、教育環境活動のさらなる発展及び施設整備に向けた財源基盤の強化を目的として、ネーミングライツ事業を実施いたします。本事業に伴い、本学が保有する施設に通称等を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の付与を受ける事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を、以下のとおり募集いたします。

1. ネーミングライツ事業について

契約により、本学が事業者等（法人又は法人により構成された団体）に、本学の施設等に通称を設定する権利を付与し、付与された事業者等からその対価としてネーミングライツ料を得る事業をいいます。

2. 対象施設

(1) 池袋キャンパス

- ① ポール・ラッシュ・アスレティックセンター 大学アリーナ
- ② ポール・ラッシュ・アスレティックセンター ランニングコース
- ③ ポール・ラッシュ・アスレティックセンター トレーニングルーム

(2) 新座キャンパス

- ① 体育館
- ② 多目的グラウンド

3. 年間利用者数・用途等

(1) 池袋キャンパス

- ① ポール・ラッシュ・アスレティックセンター 大学アリーナ

- i) 年間利用者数（延べ人数）／ 延床面積

約 80,000 人 ／ 約 1,280 m²

- ii) 主な利用用途

正課活動（大学授業）や正課外活動（サークル活動）等で利用される施設であり、学生との日常的な接点創出が可能です。

- ② ポール・ラッシュ・アスレティックセンター ランニングコース

- i) 年間利用者数（延べ人数）／ 延床面積

約 20,000 人 ／ 約 460 m²

- ii) 主な利用用途

正課外活動（サークル活動）等で利用される施設であり、学生との日常的な接点創出が可能です。

③ ポール・ラッシュ・アスレティックセンター トレーニングルーム

i) 年間利用者数（延べ人数）／延床面積

約 70,000 人 ／ 約 230 m²

ii) 主な利用用途

正課活動（大学授業）をはじめ、本学に所属する学生・教職員が利用する施設であり、学生との日常的な接点創出が可能です。また、外国人留学生も多く利用する施設の一つです。

(2) 新座キャンパス

① 体育館

i) 年間利用者数（延べ人数）／ 延床面積

約 250,000 人 ／ 約 26,000 m²

ii) 主な利用用途

正課活動（大学授業）や正課外活動（各体育会やサークル活動）、各体育会が所属する連盟のリーグ戦等の試合会場で利用される施設であり、学生との日常的な接点創出が可能です。

iii) 利用している体育会各部

男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子バドミントン部、女子バドミントン部、男子ハンドボール部、フェンシング部、体操競技部、柔道部、合気道部、拳法部、少林寺拳法部、剣道部、男子卓球部、女子卓球部、空手部

② 多目的グラウンド

i) 年間利用者数（延べ人数）／ 延床面積

約 60,000 人 ／ 約 8,500 m²

ii) 主な利用用途

正課活動（大学授業）や正課外活動（体育会活動）等で利用される施設であり、学生との日常的な接点創出が可能です。

iii) 利用している体育会各部

男子ラクロス部、女子ラクロス部

4. ネーミングライツの付与期間

2026 年 10 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで（最長 4 年 6 か月）

※上記以外の期間を希望する場合は、相談に応じますので申込書にご記載ください。

5. 応募資格

本学の建学の精神及び教育研究活動への理解を有し、教育研究機関のパートナーとして適切な社会的信用を備える事業者等であって、次に掲げる事項に該当しないものとします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
- (4) 本学から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中のもの
- (5) 国、地方公共団体等から違法または不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中のもの
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- (7) 貸金業法（昭和 56 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- (8) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの。
- (9) 政治団体
- (10) 宗教団体
- (11) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (12) その他、ネーミングライツ事業を実施する民間企業等として本学が適当でないと認められるもの

6. ネーミングライツの付与条件

(1) 通称

- ① 通称（事業者名、商標名等）は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・政治性又は宗教性があるもの
 - ・社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
 - ・個人又は法人の名刺広告に関するもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

- ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・ キャンパスの景観及びイメージを損なうおそれがあるもの
- ・ その他別称等として適当でないと認められるもの

② 混乱を避けるため、原則、契約期間中の通称等の変更はできません。

(2) ネーミングライツ・パートナーの権利

ネーミングライツ・パートナーは、契約期間中、次に掲げる権利を有するものとします。

- ① 対象施設に対して通称を付与すること。
- ② 対象施設において、通称、企業名又は企業ロゴ等を表示したサイン、案内板その他これらに類する表示物（以下「サイン等」という。）を、本学があらかじめ定める箇所及び数量の範囲内で設置すること。
- ③ ネーミングライツ・パートナーである旨を、自社の広報活動、広告宣伝活動その他これらに類する活動において表示すること。

(3) 付帯特典等

ネーミングライツ・パートナーには、次に掲げる特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することは認めません。

- ① 本学ホームページその他本学が管理する広報媒体において、ネーミングライツ・パートナー及び対象施設を紹介します。
- ② 契約期間満了の6か月前までにネーミングライツ・パートナーから契約更新の申出があった場合は、次期契約に関する協議を優先的に行います。
- ③ その他、本学及びネーミングライツ・パートナーが別途合意した事項

(4) 費用負担

- ① サイン等の設置、維持、変更及び原状回復に係る費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。
- ② 契約締結後に作成する本学ホームページ、その他本学が管理する広報媒体等への掲載に係る費用は、本学が負担します。
- ③ 命名権の付与期間開始日までにサイン等の設置が完了していない場合においても、付与期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ 設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

7. 募集期間・応募書類

(1) 応募方法

所定の申込書をご提出ください。

(2) 募集締切

2026 年 8 月 21 日（金）16 時まで

8. 選考方法

企業の社会的信用、事業内容、ネーミングライツ料、本学との適合性等を総合的に審査いたします。なお、審査内容については公表いたしません。

9. 契約の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と当該命名権に関する契約を締結します。

10. ネーミングライツ料の納入時期

原則、1 年度分を毎年 5 月末日までに一括して納入するものとします。ただし、初年度分の納入時期については、協議のうえ決定します。

11. 契約の解除

契約の解除事由、契約解除に伴うネーミングライツ料の返還に関する条件等については、契約締結時に締結する契約書において別途定めるものとします。

12. スケジュール

- (1) 公募期間：2026 年 7 月 1 日（水）～ 8 月 21 日（金）16 時
- (2) 応募締切：2026 年 8 月 21 日（金）16 時
- (3) 学内選考：2026 年 9 月上旬（予定）
- (4) 契約締結：2026 年 9 月中旬（予定）
- (5) 事業開始：2026 年 10 月 1 日（木）※予定

13. 問い合わせ先

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3 丁目 34 番 1 号
立教学院企画部企画課 ネーミングライツ事業担当
TEL：03-3985-4849
Mail：planningoffice@rikkyo.ac.jp

以 上